

岩手県立種市高等学校いじめ防止基本方針

(令和6年4月1日改定版)

岩手県立種市高等学校

生徒が明るく生き生き学び、創造力豊かにキラリと光る学校生活を送り、それぞれの進路希望を実現させることを推進するために、令和6年4月に「岩手県立種市高等学校いじめ防止基本方針」を改定した。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

(2) いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、校長のリーダーシップの下、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

【岩手県いじめ防止等のための基本的な方針 第1-4(1)】

(3) 本校のいじめ防止基本方針

上記(2)に基づき、いじめ防止のための校内委員会を組織し、いじめ防止の取組、いじめの早期発見と調査・対応を組織的に行う体制を構築する。

いじめは単に謝罪をもって解消されるものではなく、いじめに係る行為が止みその状態が少なくとも3カ月継続していること及び、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことが重要であり、学級担任との面談やスクールカウンセラーと連携した相談体制を設け、丁寧に対応していくこととする。また、重大事態に際しては、被害側生徒とその保護者の意向に配慮した上で岩手県教育委員会の指導・支援の下、有識者（第三者）も加え事実関係を調査し、再発防止を図る。

(1) いじめ防止等の対策のための組織

ア 校内いじめ防止対策委員会

本委員会は、各定期考査後に開催する4回のほか、校長の判断により必要に応じて開催する。

本委員会は、校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭、生徒保健厚生部員を構成員とし横断的な視点で事案に対応する。また、状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部団体の専門家にも協力を依頼する。

本委員会で協議された内容は職員会議等で情報提供し、配慮を要する生徒についてはその現状や指導法等について全職員で共通理解を図る。

イ 活動内容

(ア) いじめに係る情報があった場合には速やかに職員間で情報を共有し、関係生徒からの聴き取り等の組織的対応を早期に行う。

(イ) 関係生徒からの聴き取り等を元にいじめの認知を判断する。

(ウ) 生活アンケートを分析し、必要に応じて学級担任等へ再調査を依頼する。(生徒指導主事)

(エ) いじめ防止の取組を検討し、年間指導計画を作成する。また、取組後に検証と改善を行う。

(生徒指導主事)

(オ) いじめに関する相談・通報について対応する。(生徒指導主事)

(カ) いじめ事案についての対応を検討と報告を行う。(生徒指導主事)

(キ) いじめの疑いも含めた事案の記録と整理を行う。(いじめ事案該当の学年主任)

(2) いじめの未然防止

ア 規律ある生活をする事、生命を尊重する心を育てること、義務を果たして責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のない態度を養うことなどに関する指導を、年間指導計画を作成し適切に行う。また、この学びを通して、日常生活の中でよりよい人間関係やいじめのない学校生活を実現するために、HR活動等で話し合う機会を設定し、自分たちにできることを相談したり、いじめに気付き友達と力を合わせて教員や家族に相談したりしながら正していこうとするなど、いじめ防止に生徒が主体的に関わる態度を養う。

イ 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が主体的に行う生徒会活動を支援する。

(ア) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載する。

(イ) 生徒会による「いじめ防止宣言」等の取組を支援する。

(ウ) いじめ防止標語、ポスターを掲示する。

(エ) 人権啓発、いじめ撲滅等各種イベントへの参加を促進する。

ウ インターネット上で発生するいじめを防止するため、関係機関に協力を求め、年2回「情報モラル研修会」等を開催するなど、啓発活動を行う。

エ 入学前の入学手続き日に、新入生及び保護者に対し、本校の「種市高校いじめ防止基本方針」やスマートフォンの利用に関する注意事項を説明する。

オ 全校集会や学年PTAの際に生徒や保護者に対し、いじめ防止の取組の説明をするなどし、校内いじめ防止対策委員会の存在及び活動が認識されるような取り組みを積極的に行う。

(3) いじめ早期発見の方策

- ア 生徒を対象とした「生活アンケート」年4回（6・9・11・2月）及び、長期休業明け（ゴールデンウィークを含む）、スポーツ大会、種高祭、修学旅行終了後にも Forms による生活アンケートを実施する。
- イ アンケートの記載内容を「いじめの疑いがある事案」と判断した場合は、校内いじめ防止対策委員会に報告するとともに、早急に関係する生徒に事実確認の聴き取りを行う。関係生徒へ聴き取りを実施する際は、関係する生徒の保護者へ連絡をし、理解を得た上で対応を進める。事後の報告も行い、丁寧な説明と対応に努め、保護者からの理解と協力を得るように努める。
- ウ 緊急を要する「いじめ事案」や「いじめの疑いがある事案」については、校長の指示により「緊急校内いじめ防止対策委員会」を速やかに開催し、事実確認及び問題解決、関係修復に向け迅速に対応する。また、配慮を要する生徒については、その現状や指導方法等について全教員で共通理解を図る場を設け、指導方針について確認して進める。
- エ 教育相談体制の整備
 - (ア) スクールカウンセラー（1学年全生徒と面談を実施）、スクールソーシャルワーカー（岩手県社会福祉会が窓口）、外部団体等の活用
 - (イ) 心理検査（「Hyper-QU」等）の活用
 - (ウ) 特別支援エリアコーディネーターの活用

(4) 校内相談窓口の設置

校内相談窓口を以下のように設置し、生徒や保護者に周知し、生徒に寄り添った早期の対応を推進する。

- ア 日常のいじめ相談
全教員が対応し、生徒指導主事が取りまとめる
- イ スクールカウンセラー
教育相談担当・養護教諭が窓口（来校日は「月間行事予定」等に掲載）
- ウ こころの相談室
副校長
- エ 岩手県の窓口
 - (ア) ふれあい電話（総合教育センター） 0198-27-2331
（県北教育事務所） 0194-53-4991
 - (イ) 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310
 - (ウ) 24時間子供SOSダイヤル（県教委） 0120-0-78310（無料）
- オ 地域からの相談
副校長が対応 TEL 0194-65-2147（職員室）、2145（事務室）、FAX 0194-65-5654

(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ア 全教職員は、いじめを絶対に許さないという姿勢の下、いじめを見たりその疑いがある行為を見た場合は、その場ですぐに止めさせるとともに速やかに校内いじめ防止対策委員会に報告し、職員間で情報共有しながら組織的な対応をする。

- イ 相談・通報を受け、いじめの事実が確認された場合は、生徒指導主事、生徒保健厚生部・学年会が中心となり、被害側生徒及び情報提供した関係生徒の安全確保を最優先に考えるとともに、加害側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたり、再発防止に努める。
- ウ 生徒保健厚生部・学年会は、いじめの被害側生徒が安心して学習するために必要があると認められる場合は、被害側保護者及び関係機関と連携を図りながら別室登校等の措置を講じる。
- エ 教職員は生徒に対して、いじめの「傍観者」とならないよう、いじめを教員等に知らせる勇気を持つこと、併せて「はやしたて」・「同調」等はいじめの加担行為であることを理解するよう指導する。
- オ いじめ当事者間の二次的な争いが生じないように、生徒指導主事が窓口となり関係保護者と情報を共有して対応し指導する。
- カ 校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第 26 条の規定に基づき、適切に生徒に懲戒処分（退学処分・停学処分・訓告処分）、謹慎（家庭謹慎・登校謹慎）、説諭を加える。
- キ 校長は、犯罪行為として取り扱われる事案の場合は、岩手県教育委員会及び所轄警察署等と連携して対応する。

(2) ネット上（スマートフォン等による）のいじめ対応について

ネット上のいじめとは、文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信すること、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をすること、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載すること等であり、これらは犯罪行為である。

ア インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、校内いじめ防止対策委員会が中心となり職員間で情報を共有するとともに、校長は、岩手県教育委員会と連携し被害の拡大を防ぐための方策をとる。

イ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(1) 重大事態とは

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命心身財産重大事態）

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態） **【いじめ防止対策推進法第 28 条】**

(2) 重大事態の報告

ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（岩手県教育委員会）に報告する。

イ 生徒からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したもものとして対処する。

(3) いじめ対策委員会

ア 本委員会は、重大事態が発生した場合に校長の判断により開催する。

イ 本委員会は、校長、副校長、生徒指導主事、保健主事、学年主任、学級担任、教育相談担当、養護教諭、生徒保健厚生部員及び、重大事態の性質に応じた専門知識を有しかつ該当事案の関

係者と直接の人間関係または利害関係を有しない第三者で構成し、本委員会の公平性・中立性を確保する。

(4) 重大事態の調査

ア 学校が調査の主体となる場合は、岩手県教育委員会の指導・支援のもと、副校長を外部対応の窓口、生徒指導主事・学年主任を実務の中心とした「いじめ対策委員会」を開催する。

(ア) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(イ) 調査結果を岩手県教育委員会へ速やかに報告する。

(ウ) 被害側生徒及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により個人情報に配慮し情報を提供する。

(エ) 副校長は、被害側生徒及びその保護者の意向に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

(オ) 「いじめ対策委員会」が主となって再発防止策をまとめ、学校が一丸となって再発防止に取り組む。

イ 学校の設置者（岩手県教育委員会）が調査の主体となる場合

(ア) 岩手県教育委員会の指示の下、資料の提出等の調査に協力する。

(イ) 有識者等（第三者）の参加を図り、公平性と中立性を確保した調査機関（第三者委員会）を設置する。

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。「いじめの未然防止・早期発見にかかわる取組に関すること」

この規程は、平成26年9月1日から運用する。

第1回改定 平成28年8月24日

第2回改定 平成30年4月5日

第3回改定 令和4年6月1日

第4回改訂 令和5年6月1日

第5回改訂 令和6年4月1日



